

2013 年日本政府年次報告
「人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約(第142号)」
(2008 年 6 月 1 日～2013 年 5 月 31 日)

1. 質問 I について

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

2. 質問 II について

前回までの報告に変更又は追加すべき事項は以下のとおり。

〔第1条〕

○関係を有する団体または機関について

前回までの報告中、(2)を以下のとおり改める。

(2)中、「主務課」を「主管課」に、「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に、「独立行政法人雇用・能力開発機構及び地方自治法」を「職業能力開発機構促進法及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

○平等の基礎の上に自己の職業能力開発・活用することを目的とする措置

前回までの報告中、(3)の②を以下のとおり改める。

(3)の②中、「第9条」を「第5条」に改める。

〔第2条〕

前回までの報告中、(2)及び(3)を以下のとおり改める。

(2)中、「③ また、2008 年末からの世界的な金融危機に伴い、非正規労働者等の失業者の増加に対応するため、臨時的な「緊急人材育成支援事業」により求職者の職業訓練の受講機会を大幅に拡充し、2011 年に成立した職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(求職者支援法)により、非正規労働者や長期失業者などの雇用保険を受給できない求職者の職業及び生活の安定に資することを目的として、彼らに対して、職業訓練の実施、その職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講じている。」を追加する。

(3)中、「高等学校は、普通教育を主とする学科(普通科)と専門教育を主とする学科(専門学科)に分けられ、専門学科の大部分は農業、工業、商業、水産等の職業教育を行う職業学科である。」を「高等学校は、普通教育を主とする学科(普通科)、専門教育を主とする学科(専門学科)並びに普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科(総合学科)に分けられ、専門学科の大部分は農業、工業、商業、水産等の職業教育を行う職業学科である。」に改める。

〔第3条〕

○第1項について

前回までの報告中、(2)及び(3)を以下のとおり改める。

(2)中、「レディースハローワーク」を「レディス・ハローワーク」に改める。

(3)中、「併せて同法第2条第7号において、職業指導等障害者の職業的自立を図るための措置を職業リハビリテーションとして位置付け、医療、保健福祉、教育等の関係機関との有機的な連携を図りつつ、個々の障害者の特性に配慮した一連の過程として、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する障害者職業センターにおいて、これを実施している。」を「特に専門的な知識及び技術に基づいて職業指導を行う必要がある場合は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業センターとの連携及び医療、保険福祉、教育等の関係機関との有機的な連携を図ることにより実施している。」に改める。

○第2項及び第3項について

前回までの報告中、(2)を以下のとおり改める。

(2)中、「労働市場センター業務室において「雇用保険トータルシステム」及び「総合的雇用情報システム」を「ハローワークシステム」に改める。

【第4条】

前回までの報告中、「生涯能力開発給付金制度等」を「キャリア形成促進助成金制度等」に改め、「さらに、2011年に成立した求職者支援法による職業訓練の実施、その職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を通じて、非正規労働者や長期失業者などの雇用保険を受給できない求職者の就職を促進し、もってその職業及び生活の安定を図る。」及び「女性の生涯学習への参加促進については、大学や専門学校等における学び直しの推進や放送大学における学習環境の整備、独立行政法人国立女性教育会館における研修・研究による女性教育の振興等、多様化する学習ニーズに対応した学習機会の充実に取り組むこととしている。」を追加する。

【2009年条約勧告適用専門家委員会のオブザベーションについて】

(1)条約第1条 教育・訓練政策の制定及び実施について

独立行政法人雇用・能力開発機構は、施設の設置運営の在り方等の問題について、国民から厳しい批判を浴びてきたことから、政府は、2011年10月に同機構を廃止した。

職業能力開発業務については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管し、引き続き、国の責任において職業訓練を実施しており、独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止前と同機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管された後においてもポリテクセンター・ポリテクカレッジで引き続き職業訓練を実施していることから職業訓練施策への影響はないものと認識している。

雇用政策に関する法令の制定、改正、施行に係る重要事項等は公労使で組織される労働政策審議会において審議されている。今後講じていく雇用政策の方向性を示す「雇用政策基本方針」及び職業能力開発政策についての基本的な方針となる「職業能力開発基本計画」も、労働政策審議会職業安定分科会(公労使委員それぞれ7名)及び労働政策審議会職業能力開発分科会(公労使委員それぞれ6名)の意見を踏まえて策定されたものであり、同基本方針及び同基本計画の策定に当たっては、それぞれ各政策との十分な調整を行っているところである。

(2)条約第3条 職業指導政策について

ジョブ・カード制度は、求職者等に対して一定の知識等を有するキャリア・コンサルタントによるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングや能力評価の実施を通じて、求職者等の将来のキャリアプラン等を明確化するとともに、企業における実習と教育訓練機関等における座学とを組み合わせた訓練を含む実践的な職業訓練の受講機会を提

供することにより、求職者等の職業能力を高めている。

2013年3月末現在、本制度が創設されてからジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受けた人数は85万8千人となっているが、このうち職業訓練を受けた人数は65万5千人となっている。特に企業の人材ニーズに合致した人材の育成が可能となる雇用型訓練における受講者数は4万9千人となっており、当該訓練における就職率は87.7%（非正規雇用を含む）と高い水準となっている。

今後ともより多くの求職者等に対するジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施や雇用型訓練等の実践的な職業訓練の受講の促進を行っていくこととしている。

なお、公共職業安定所を通して提供される職業指導の有効性についての統計として公共職業安定所における求人、求職、就職の状況を取りまとめた職業安定業務統計を別紙の通り提出する。

(3) 条約第4条 女性のための職業訓練制度について

マザーズハローワーク等では、子育てをしながら就職を希望している方に対して、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制による職業相談、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供などを実施することにより、2012年度は6.9万人の子育て女性等の就職を実現した。

また、マザーズハローワークでは、職業訓練を実施しているものではないが、職業相談の過程で各種職業訓練の情報提供等を行っている。

マザーズハローワークの行う就労支援策が訓練への女性のアクセスの改善に与えた影響に関する統計資料は存在しない。

なお、生涯学習への女性の参加促進については、上記2.〔第4条〕のとおり、大学や専門学校等における学び直しの推進や放送大学における学習環境の整備、独立行政法人国立女性教育会館における研修・研究による女性教育の振興等、多様化する学習ニーズに対応した学習機会の充実に取り組むこととしている。

(4) 条約第5条 社会的パートナーとの協力について

雇用政策に関する法令の制定、改正、施行に係る重要事項等は公労使で組織される労働政策審議会において審議されている。今後講じていく雇用政策の方向性を示す「雇用政策基本方針」及び職業能力開発政策についての基本的な方針となる「職業能力開発基本計画」も、それぞれ労働政策審議会職業安定分科会及び労働政策審議会職業能力開発分科会において審議されており、労使それぞれの意見を取り入れている。

3. 質問Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥについて

報告すべき特段の事項はない。

4. 質問Ⅶについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

職業安定業務統計

別紙

Report on Employment Service

一般職業紹介状況

(平成16年～24年)

Employment referrals for general workers

(2004～2014)

年 月 Date	Total	一 般 1) Total number								
		新規求職 申込件数	月間有効 求職者数	新規求人数	月間有効 求人数	就職件数	新規求人 倍率	有効求人 倍率	充足率	就職率
		New applications	Active applications	New job openings	Active job openings	Persons who found employment	New job openings-to- applicants ratio	Active job openings-to- applicants ratio	Sufficiency ratio	Ratio of persons who found employment
		A	B	C	D	E	C/A	D/B	E/C×100	E/A×100
合計	Total	cases 件	persons 人	persons 人	persons 人	cases 件	times 倍	times 倍	%	%
平成16年	2004	7,105,875	2,368,771	9,141,930	1,956,329	2,145,051	1.29	0.83	23.5	30.2
17	2005	6,770,017	2,271,675	9,908,040	2,163,164	2,123,452	1.46	0.95	21.4	31.4
18	2006	6,614,778	2,164,014	10,330,417	2,294,833	2,136,900	1.56	1.06	20.7	32.3
19	2007	6,366,267	2,094,404	9,667,772	2,179,802	2,047,174	1.52	1.04	21.2	32.2
20	2008	6,491,945	2,091,492	8,142,107	1,831,664	1,870,821	1.25	0.88	23.0	28.8
21	2009	7,918,663	2,762,480	6,272,860	1,308,885	1,998,651	0.79	0.47	31.9	25.2
22	2010	7,738,169	2,705,935	6,857,716	1,403,634	2,151,652	0.89	0.52	31.4	27.8
23	2011	7,515,970	2,593,291	7,865,270	1,674,223	2,163,940	1.05	0.65	27.5	28.8
24	2012	6,919,994	2,435,686	8,845,212	1,938,639	2,175,921	1.28	0.80	24.6	31.4
平成23年	2011									
1月	Jan.	669,295	2,429,459	661,795	1,546,543	142,856	0.99	0.64	21.6	21.3
2	Feb.	653,685	2,491,176	664,395	1,642,510	160,985	1.02	0.66	24.2	24.6
3	Mar.	718,223	2,671,738	664,022	1,725,149	212,747	0.92	0.65	32.0	29.6
4	Apr.	873,881	2,867,380	619,556	1,610,497	202,817	0.71	0.56	32.7	23.2
5	May	677,198	2,845,215	584,345	1,528,713	184,884	0.86	0.54	31.6	27.3
6	June	635,265	2,799,246	639,608	1,572,886	195,822	1.01	0.56	30.6	30.8
7	July	549,012	2,652,531	648,582	1,597,141	177,310	1.18	0.60	27.3	32.3
8	Aug.	603,064	2,599,759	679,635	1,692,201	174,858	1.13	0.65	25.7	29.0
9	Sept.	585,709	2,550,447	701,898	1,779,034	191,144	1.20	0.70	27.2	32.6
10	Oct.	585,590	2,531,153	719,365	1,830,289	189,344	1.23	0.72	26.3	32.3
11	Nov.	519,132	2,418,325	684,716	1,831,926	177,858	1.32	0.76	26.0	34.3
12	Dec.	445,916	2,263,058	597,353	1,733,786	153,315	1.34	0.77	25.7	34.4
平成24年	2012									
1月	Jan.	633,211	2,307,830	744,046	1,800,094	142,856	1.18	0.78	20.0	23.5
2	Feb.	603,182	2,371,713	772,786	1,917,405	160,985	1.28	0.81	22.2	28.5
3	Mar.	662,129	2,529,444	765,250	2,006,949	212,747	1.16	0.79	29.1	33.6
4	Apr.	759,838	2,659,226	707,643	1,918,994	202,817	0.93	0.72	29.4	27.4
5	May	630,777	2,660,799	727,377	1,889,898	184,884	1.15	0.71	27.5	31.7
6	June	545,261	2,561,352	716,929	1,880,123	195,822	1.31	0.73	26.6	35.0
7	July	525,232	2,469,769	731,724	1,903,515	177,310	1.39	0.77	24.7	34.4
8	Aug.	520,751	2,393,670	751,047	1,942,886	174,858	1.44	0.81	21.8	31.4
9	Sept.	538,813	2,364,338	739,262	1,983,867	191,144	1.37	0.84	23.9	32.8
10	Oct.	594,653	2,411,841	818,963	2,070,656	189,344	1.38	0.86	23.7	32.6
11	Nov.	492,221	2,328,930	741,893	2,035,773	177,858	1.51	0.87	23.5	35.4
12	Dec.	413,926	2,169,320	628,292	1,913,502	153,315	1.52	0.88	23.0	34.9

資料出所 厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

Source: Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare "Report on employment service".

注: 1) 新規学卒者を除きパートタイムを含む。

2) 月平均である。

Notes: 1) Excluding new school graduates and including part-timers.

2) Monthly average.